

豊橋市民文化会館（西川芸能練習場）

利用料金の限度額

施設名	時間	午前	午後	夜間	全日	備考	
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで		
区分		円	円	円	円		
豊橋市民文化会館	第一会議室	1,910	1,910	2,610	6,430		
	第二会議室	1,440	1,440	2,060	4,940		
	第三会議室	1,910	1,910	2,610	6,430		
	第四会議室	3,920	3,920	5,230	13,070	マイクロホンの利用を含む。	
	第五会議室	3,920	3,920	5,230	13,070	マイクロホンの利用を含む。	
	第六会議室	640	640	910	2,190		
	第七会議室	1,440	1,440	2,060	4,940		
	第一展示室				12,350	利用時間にかかわらず全日の料金とする。	
	第二展示室				8,490	利用時間にかかわらず全日の料金とする。	
	ホール	平日	6,940	11,100	14,820	32,860	
		日曜日、土曜日及び休日	9,420	15,060	20,100	44,580	
		楽屋(1)	530	530	670	1,730	
		楽屋(2)	350	350	530	1,230	
		楽屋(3)	350	350	530	1,230	
	リハーサル室	2,460	4,150	5,700	12,310	マイクロホンの利用を含む。	

西川芸 能練習 場	ホール	1,720	1,720	2,260	5,700	マイクロホンの 利用を含む。
	楽屋	540	540	690	1,770	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 3 入場料又は会費の類を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の倍額とする。
- 4 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。
- 5 練習又は準備のためホールを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の5割に相当する額とする。